

那覇市非課税世帯に対する水洗便所設置費等補助金申請

既存家屋(持家)のくみ取り便所・浄化槽を改造して、公共下水道に接続しようとする非課税世帯に対して、予算の範囲内において工事費用の補助をします。

補助金の額

- 市町村税の均等割、所得割の両方とも課税されていない世帯員のみで構成されている世帯に対し工事費の30万円以内で補助。※排水設備係で見積書を精査し、補助額を決定します。

該当する世帯

下記の①～⑤の要件を全て満たしている世帯。

- ☐ ①家屋(賃貸住宅を除く。)の所有者で居住していること。(持家)
- ☐ ②非課税世帯であること。
- ☐ ③世帯全員が市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- ☐ ④水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- ☐ ⑤世帯全員が他の同様な制度の申請及び補助の交付決定を受けていないこと。
- ☐ ※家屋が共有名義となっている場合は、書面により共有者の同意を得ること。
- ☐ ※借地の場合は、書面により地主の同意を得ること。
- ☐ ※同一家屋に同居世帯がある場合は、同居世帯も②～⑤の要件を備えていること。

申請書及び添付書類

- ☐ ①下水道排水設備計画確認申請書：1通

【添付書類】 ☐ ・工事の見積書(「契約金額」の横に申請者が署名・押印したもの)
☐ ・工事の着手前の写真
☐ ・借地の場合は、地主の承諾書

指定工事店

- ☐ ②非課税世帯に対する水洗便所設置費等補助金申請書：1通

- ☐ ③住民票謄本(特別一本籍及び続柄の記載があるもの)：1通(那覇市役所1Fハサイ市民課)(各支所)

- ☐ ④所得証明書(住民票に記載のある方全員分)：それぞれ1通

※非課税の場合、所得証明書の市町村税の均等割、所得割の両方とも0円と表示。

- ☐ ⑤納税証明書(滞納のない証明)税額表示なし

(住民票に記載のある方全員分)：それぞれ1通

- ☐ ⑥固定資産評価証明書(土地・家屋)：1通

※固定資産証明書の「所有者」欄の氏名が申請者と同一か確認してください。

(那覇市役所3F
市民税課/各支所)

- ☐ ⑦国民健康保険税の滞納のない証明書(税額の表示なし)：1世帯1通

- ☐ (75歳以上の方)後期高齢者医療保険料の完納証明書(未納のない証明書)：それぞれ1通

(那覇市役所1F
国民健康保険課)

- ☐ 社会保険及びその扶養者は、社会保険カードの写し：それぞれ1通

※住民票謄本及び証明書等は提出日より3か月以内のものを提出してください。

※同居世帯がある場合、同居世帯全員も非課税世帯であって③④⑤⑦書類を提出すること。

注意

- ☐ ※上記の申請書等については、全て同じ印鑑を使用してください。

- ☐ ※申請書は「下水道排水設備計画確認申請書」と同時に提出してください。

- ☐ ※非課税世帯に対する水洗便所設置費等補助金交付決定通知書の交付を受けた後に工事に着工し、着工後2月以内に工事を完了しなければなりません。

- ☐ ※工事完了後に、非課税世帯に対する水洗便所設置費等補助金実績報告書及び請求書兼委任状を提出しなければなりません。(補助金は、工事の施工業者の口座へ振込みます。)

補助金申請等についてわからない事がありましたら、申請前に料金サービス課までご連絡ください。

那覇市上下水道局 料金サービス課(上下水道局庁舎1階) 排水設備係 TEL：941-7810

第 1 号様式(第 6 条関係)

非課税世帯に対する水洗便所設置費等補助金申請書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

申請者 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日
電話番号

非課税世帯に対する水洗便所設置費等補助金の交付を受けたいので、
那覇市非課税世帯に対する水洗便所設置費等補助金交付要綱第 6 条の
規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金申請額	円
設 置 場 所	那覇市
工 事 の 種 類	☐ くみ取便所改造 ☐ 浄化槽改造
添付書類	(1) 工事の見積書 (2) 工事の着手前の写真 (3) 住民票謄本(特別) (4) 世帯全員の所得証明書(全項目) (5) 世帯全員の市税及び国民健康保険税の完納証明書 (6) 固定資産証明書(家屋) (7) その他管理者が必要と認める書類